

台東区立御徒町台東中学校いじめ防止対策(令和2年度)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。「台東区立御徒町台東中学校いじめ防止対策」は、生徒の尊厳を保持する目的のもと学校・地域・家庭その他の関係機関との連携をし、いじめの問題の克服に向けて取り組むためにいじめ防止対策推進法規定に基づき「いじめの防止」(いじめの未然防止のための取り組み)、「いじめの早期発見」(いじめの兆候をも見逃さない・見過ごさないための手立て)、「いじめに対する措置」(認知したいじめに対する対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1. いじめの定義(文部科学省)

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

〈具体的ないじめの態様〉

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等。

2. いじめの防止等に関する基本的考え方

全ての生徒が安心して安全に学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、「いじめ未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」の3点を柱とする。

「いじめ」は重大な人権侵害であり、「いじめ」は、人間として絶対に許されないという共通の理解のもと、どの学校、どの学年・学級、どの生徒でも、起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め解決に向けて早急な対応と、有効な対策を進めていく。

(1)いじめの未然防止の取り組み

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本である。教職員は生徒への理解を深め信頼関係を築くとともに一人一人を大切にした授業を実践する。また、あらゆる教育活動を通じて他人を思いやる心や正義を重んじる心など豊かな人間性を育んでいく。

いじめはどの子供にも起こりうる事実を踏まえ、全ての生徒を対象に「いじめをしない させない 許さない」を合言葉として、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

(2)早期発見

いじめの発見が遅れるといじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大し

解決が難しくなる。深刻な事態を招かないためにも早期発見に全力を尽くす。いじめは大人の気付きにくく時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学期ごとの「いじめ調査、心のアンケート（生徒）」や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組む。

(3)いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3. いじめ防止対策のための組織

(1)いじめの相談窓口

いじめ防止は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡相談は勿論、具体的な窓口を決め、いじめの早期発見に努める。

「いじめ相談窓口」：副校長、担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2)いじめ防止対策校内委員会

いじめの早期発見、早期対応、早期解決のための組織として「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えに組織的に対応するとともに、必要に応じて関係諸機関や外部専門家を加える。

「いじめ防止対策校内委員会」：校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図

